

コンクリート構造物の配筋探査技術者
(土木、建築)
資格認証制度のご案内



一般社団法人 **日本非破壊検査工業会**

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

認証運営委員会

目次

1.資格認証制度について	1
2.適用規格	1
3.対象範囲	1
4.資格認証技術者の能力	2
5.試験の種類	2
6.受験申請資格	3
7.資格認証技術者の要件	3
8.認証登録	4
9.資格証明書の有効期間	4
10.資格登録者リスト掲載事項	5
11.雇用主の順守事項	5
12.認証組織	5
配筋探査技術者資格認証試験のステップ	6
土木(橋梁)配筋探査技術者資格認証取得のステップ	7
建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者資格認証取得のステップ	8
資格更新、再認証のステップ	9

1. 資格認証制度について

国土交通省は、平成 17 年度より国が発注する橋梁工事において、コンクリート構造物の適正かつ長期の品質確保のため、「電磁誘導法及び電磁波レーダ法によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり厚さ測定」を義務づけてきています。これに呼応して、日本非破壊検査工業会では、平成 17 年度から「コンクリート中の配筋探査講習会」を開催し、電磁誘導法及び電磁波レーダ法によるコンクリート構造物中の配筋探査とかぶり厚さ測定の非破壊検査技術者の養成と技術力の向上を図ってきました。また、平成 20 年からは、コンクリート構造物の配筋探査技術の更なるレベルアップと信頼性の向上を図るため、「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格認証制度」を立上げて、現在まで多くの配筋探査技術資格者を輩出してきました。

他方、建築分野では平成 21 年 2 月改訂の日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2009」において、構造体コンクリートの鉄筋位置とかぶり厚さの測定が「JASS 5 T-608」として規定され、当工業会では平成 21 年から「JASS 5 T-608 講習会」を開催し「配筋探査技術者」の養成という社会的要求にも応えてきました。この度、当工業会では「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格認証制度」として、従来対象としていた「土木(橋梁)配筋探査技術者資格」に加え、新たに、日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2009」に規定された、「建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者資格」を創設しましたので、ここに、ご案内申し上げます。

2. 適用規格

2.1 (一社)日本非破壊検査工業会規格

- ・ 検規-6501 : 2013 コンクリート構造物の配筋探査技術者認証規準
- ・ 検規-6502 : 2012 コンクリート中の配筋探査に使用する装置についての規格

2.2 国土交通省編 2012: 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、鉄筋測定要領という)

2.3 日本建築学会 : 「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2015」 JASS 5 T-608 : 2015 「電磁誘導法によるコンクリート中の鉄筋位置の測定方法」

3. 対象範囲

3.1 国土交通省の「鉄筋測定要領:2012」に規定された、土木(橋梁)のコンクリート構造物 (橋梁上部・下部工事及びボックスカルバート) の非破壊試験による鉄筋の配筋状態 及びかぶり厚さ測定

3.2 日本建築学会 「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2015」 に規定された、建築分野の構造体コンクリートの鉄筋位置及びかぶり厚さ測定

4. 資格認証技術者の能力

4.1 「コンクリート構造物の配筋探査技術者（土木）資格」認証者

資格認証された技術者は、認証を受ける条件となった探査装置及び「鉄筋測定要領」を組み合わせた条件下において、「鉄筋測定要領」に記載された橋梁上部工、下部工及びボックスカルバート工の鉄筋の配筋状態及びかぶり厚さを非破壊試験にて測定する能力をもちます。

4.2 「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」認証者

資格認証された技術者は、認証を受ける条件となった探査装置及び日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2015」に規定された、建築分野の構造体コンクリートの鉄筋位置及びかぶり厚さを非破壊試験にて測定する能力をもちます。

5. 試験の種類

試験には次の種類があります。

5.1 新規試験

資格を取得していない者が受ける最初の試験のことで、「学科（一次）試験」と「実技（二次）試験」があります。「実技（二次）試験」は、「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目あり、「学科（一次）試験」合格者のみ受験できます。実技試験の合格科目には、有効期間2年の「合格証」を発行します。

5.2 再試験

- (1) 「学科（一次）試験」の不合格者は、改めて「学科（一次）試験」の受験申請をして受験することになります。
- (2) 「実技（二次）試験」の不合格者は、「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目のうち不合格科目について、最初の合否通知発行日より2年以内に実施される「実技（二次）試験」（計4回）を再試験として受験することができます。再試験の不合格者は、改めて「学科（一次）試験」の受験申請をして受験することになります。

5.3 更新審査及び再認証試験

5.3.1 更新審査

更新とは、資格を既に取得している者が、新規認証登録日又は再認証登録日から5年の有効期限を超えて資格延長することを言います。更新するためには、更新申請者は更新審査申請し、書類審査に合格する必要があります。

更新審査は、資格の有効期限内で有効期限の1年前から申請できます。

5.3.2 再認証試験

再認証とは、資格を既に取得している者が、更新後の有効期限を超えて資格延長することを言います。再認証には再認証試験に合格する必要があります。「配筋探査技術

者資格(土木)」の再認証試験は、「電磁波レーダ法」及び「電磁誘導法」による実技試験とし、「配筋探査技術者資格(建築)」の再認証試験は、「電磁誘導法」の実技試験とします。再認証試験は、資格の有効期限内で有効期限の2年前から受験できます。

5.4 受験料

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 学科(一次)試験 | 10,000 円 (+消費税) |
| (2) 実技(二次)試験 | 18,000 円 (+消費税) |
| (3) 実技再試験 | 18,000 円 (+消費税) |
| (4) 再認証試験 | 18,000 円 (+消費税) |
| (5) テキスト | 会員 7,000 円、非会員 9,000 円 (+消費税) |

6. 受験申請資格

新規試験を受験しようとする者は、満18歳以上で、次の要件のいずれかを満足することが必要です。

- 6.1 日本非破壊検査工業会が主催する「コンクリート中の配筋探査講習会」 受講者
- 6.2 日本非破壊検査工業会が主催する「JASS 5 T-608 講習会」 修了者
- 6.3 コンクリート構造物における配筋探査及びかぶり厚さ測定の教育・訓練を40時間以上受けたことを雇用主により証明された者
- 6.4 その他、次の資格を有する者
 - (1) コンクリート技士・主任技士、コンクリート診断士
 - (2) 建築士(一級、二級)
 - (3) 土木施工管理技士(1級、2級)
 - (4) 建築施工管理技士(1級、2級)
 - (5) 技術士

7. 資格認証技術者の要件

次の要件を満足した者に「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木)」又は「コンクリート構造物の配筋探査技術者(建築)」の資格を認証します。

7.1 コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木) 資格

資格認証試験の「学科(一次)試験」合格後、「実技(二次)試験」の2科目「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の両方を有効期限内に合格した者

7.2 コンクリート構造物の配筋探査技術者(建築) 資格

「JASS 5 T-608 講習会修了者」で、かつその有効期限内に資格認証試験を受験申請し「学科(一次)試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者。又は、既に「コンクリート配筋探査技術者資格」を有する者か、資格認証試験の「学科(一次)試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者で、かつその有効期限内に「JASS 5 T-608 講習会」を修了した者。ただし、資格認証試験の「学科(一次)試験」の合格が平成25年上期以前

の者は、別途補足資料に示す『「建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者資格」取得経過処置について』を参照下さい。

8. 認証登録

認証登録には、新規試験合格後に行う新規認証登録、5年目の有効期限前に行う更新認証登録及び再認証登録の3つがあります。

8.1 新規認証登録

新規試験合格後に送付される「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格登録台帳(土木)又は(建築)(新規認証)」に必要事項を記入のうえ申請します。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となります。

8.2 更新認証登録

更新認定後に送付される「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格登録台帳(土木)又は(建築)(更新認証)」に必要事項を記入のうえ申請します。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となります。

8.3 再認証登録

再認証試験合格後に送付される「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格登録台帳(土木)又は(建築)(再認証)」に必要事項を記入のうえ申請します。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となります。

8.4 資格証明書の発行

8.4.1 新規認証の資格証明書の発行

新規認証登録後に資格証明書としてポケットサイズのカードを発行します。

8.4.2 更新認証及び再認証の資格証明書の発行

更新認証登録及び再認証登録後に資格証明書の有効期限日の翌日から有効となる資格証明書を発行します。

注:1) 資格証明書を発行することによって、認証機関は技術者の資格を認証するが 認証の対象となる作業の許可を与えるものではありません。

2) 雇用主は技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければなりません。

3) 個人が自分自身で雇用主となっているか、又はその個人自身が単独で申請する場合は、雇用主に対して規定されているすべての責任を負わなければなりません。

8.5 認証申請料

- (1) 資格証明書 新規認証申請料 10,000 円 (+消費税)
- (2) 資格証明書 更新認証申請料 10,000 円 (+消費税)
- (3) 資格証明書 再認証申請料 10,000 円 (+消費税)

9. 資格証明書の有効期間

取得した資格証明書の有効期間は、資格証明書に記載の認証登録日付（初回認証登録日または更新認証登録日・再認証登録日）から5年間とします。ただし、以下の場合には無効となりますので、雇用主は無効要件発生時には、資格試験センターへ報告して下さい。

- (1) 認証機関が「資格認証技術者、申請者、証明者の倫理規則」に違反したと判断した場合
- (2) 認証機関が「資格登録者順守事項」に違反したと判断した場合

10. 資格登録者リスト掲載事項

資格登録された者（資格証明書に記載された者、以下「資格登録者」という）に関する情報を「資格登録者リスト」として保管し、必要に応じリストを公開することがあります。「資格登録者リスト」に掲載される事項は次のとおりです。

資格登録者リスト掲載事項（順不同）

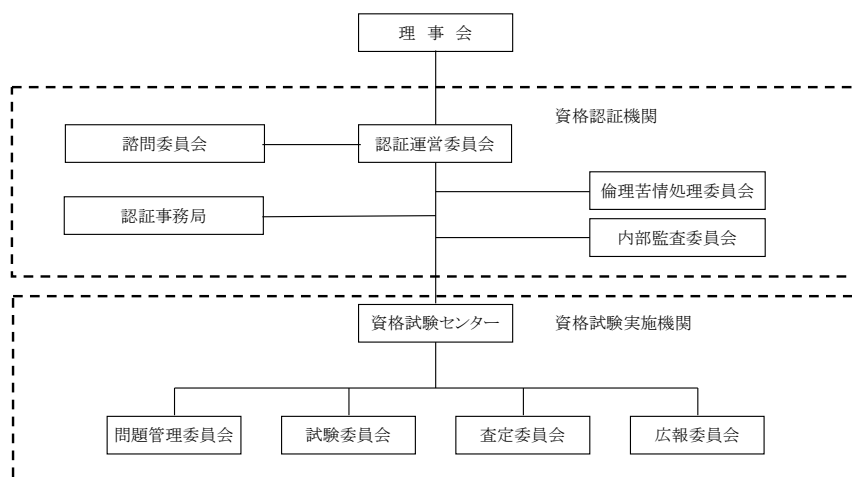
- (1) 資格登録者氏名 (2) 生年月日 (3) 初回登録日 (4) 更新認証登録日又は再認証登録日 (5) 有効期限 (6) 認証番号 (7) 資格登録者への連絡先（連絡先指定、連絡先住所、連絡先名称、電話番号、FAX 番号） (8) その他、工業会が掲載することを決定した事項

11. 雇用主の順守事項

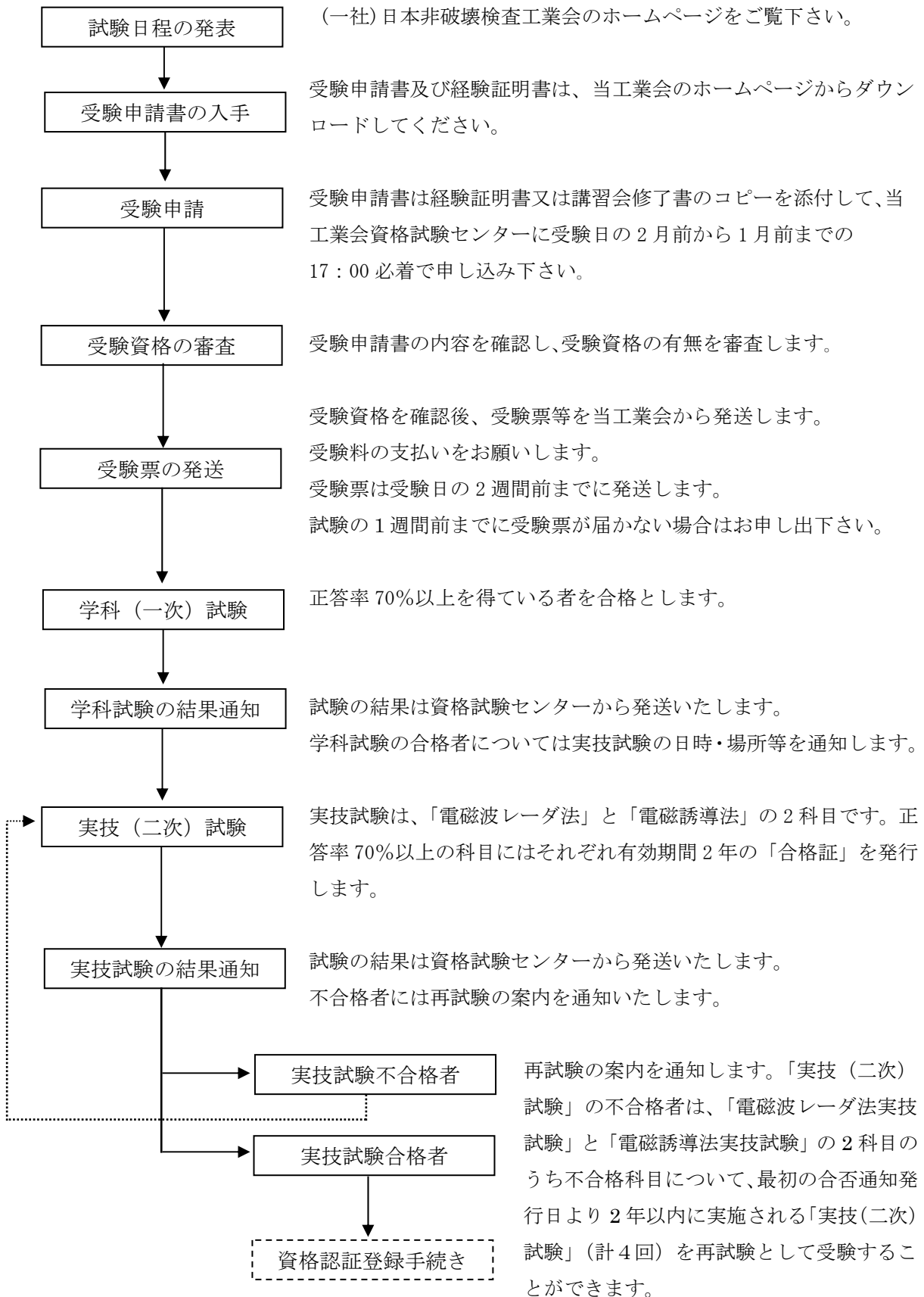
雇用主（認証申請者又は認証技術者が日常働いている機関の責任者、又はその責任者により業務を委任されている代理者）は以下のすべての事項を順守しなければならない。

- (1) 雇用主は、資格申請に関し、提出された個人情報正しいものであることを文書で証明しなければならない。
- (2) 雇用主は、申請者及び認証技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任をもたなければならない。
- (3) 雇用主は、探査装置のメンテナンスと手順書の維持管理について責任をもたなければならない。

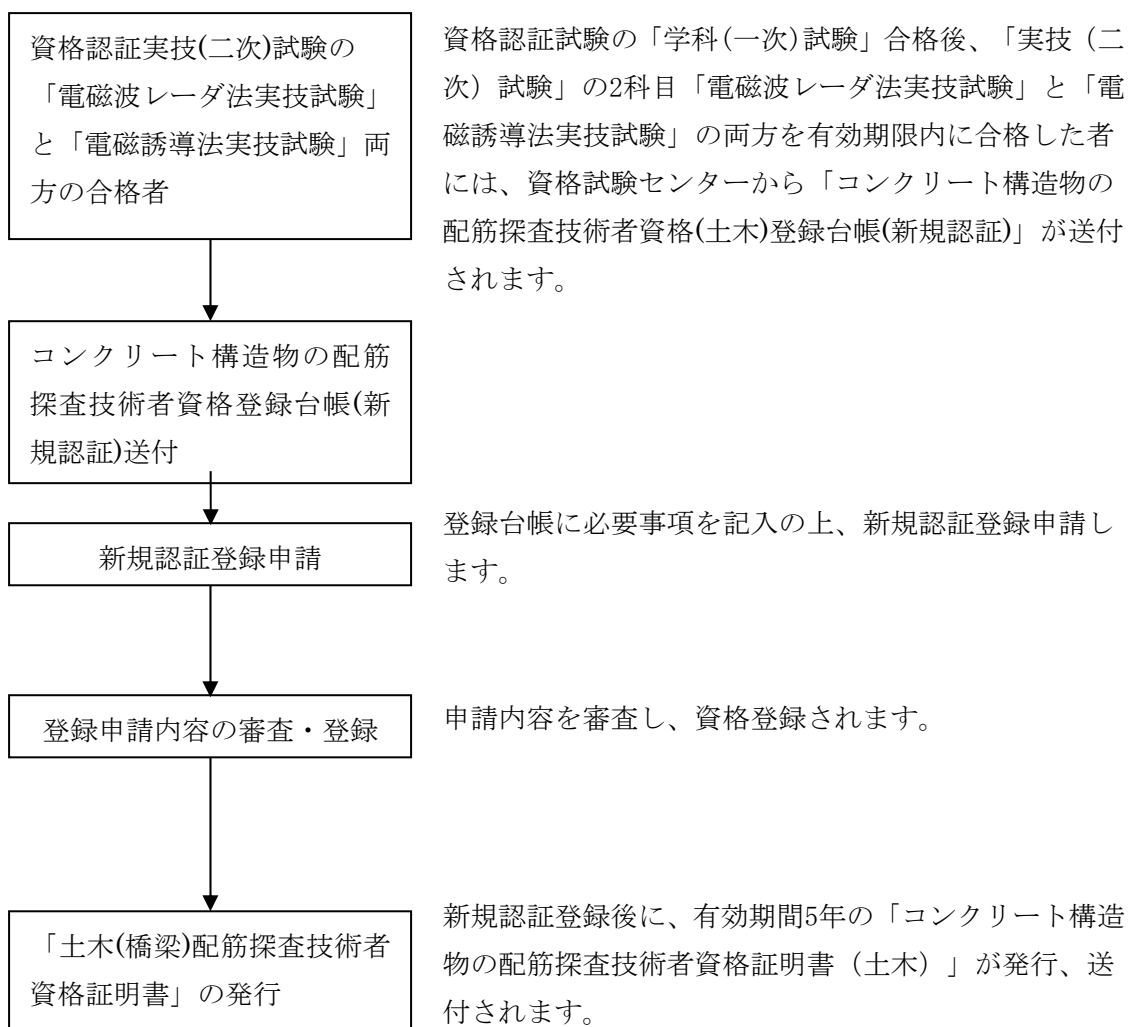
12. 認証組織



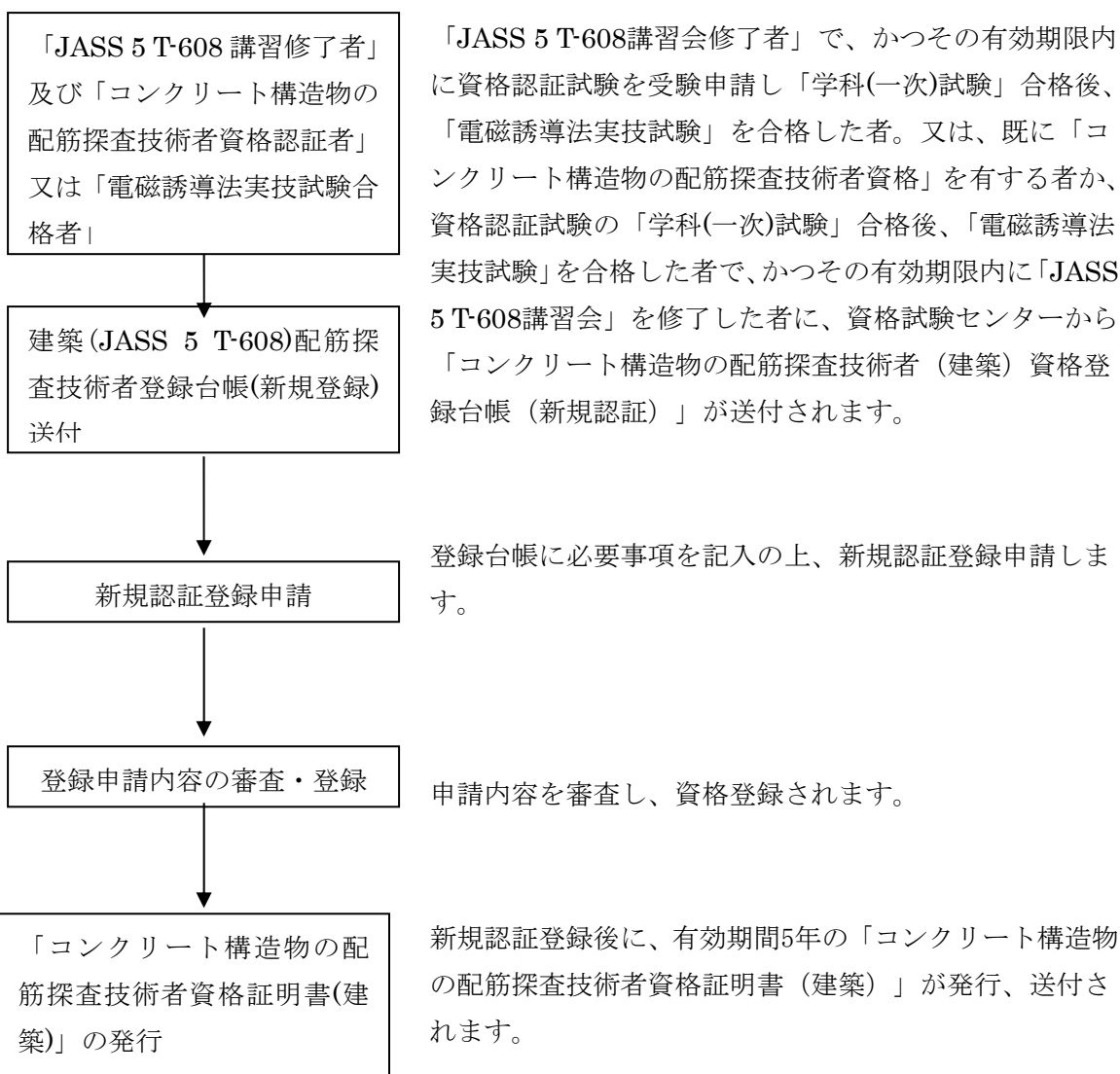
【配筋探査技術者資格認証試験のステップ】



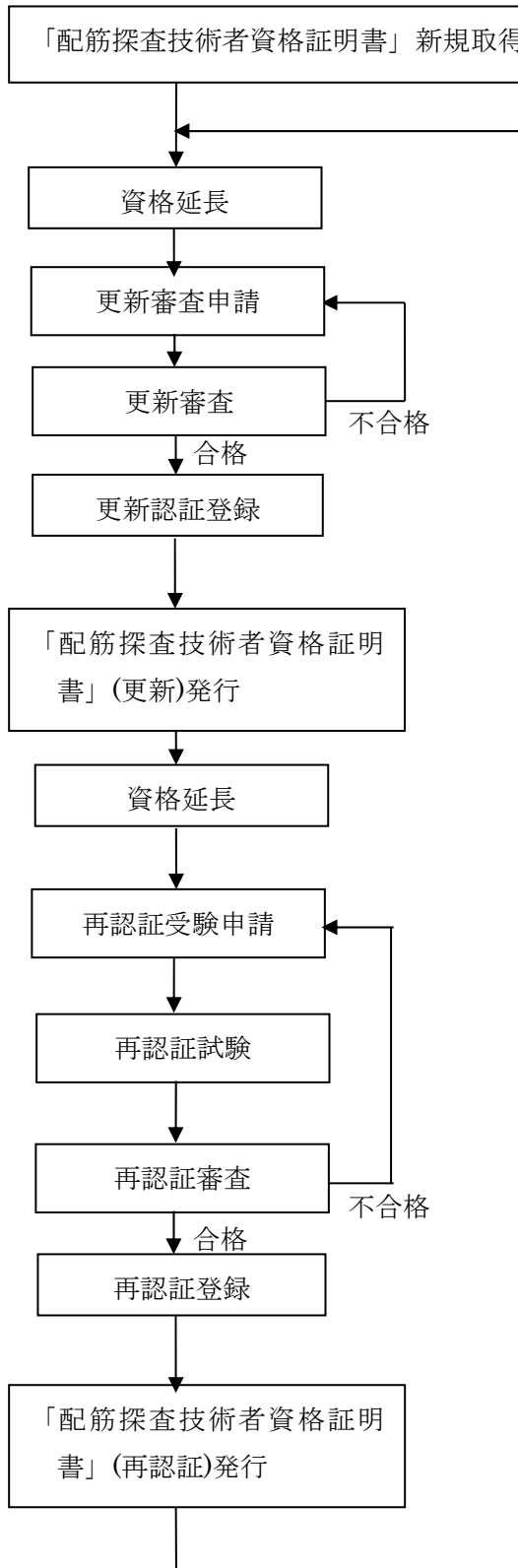
【土木(橋梁)配筋探査技術者資格認証取得のステップ】



【建築(JASS 5T-608)配筋探査技術者資格認証取得のステップ】



【資格更新、再認証のステップ】



【資格更新のステップ】

- ・新規資格取得または再認証資格取得後、5年の有効期限を超えて資格延長する者は、更新審査申請し、書類審査に合格する必要があります。
- ・更新申請期間は、資格証明書の有効期限1年前から有効期限の1か月前までです。
- ・更新審査申請には、①更新審査申請書、②「配筋探査技術者資格証明書」(コピー)、③配筋探査に係る技術研鑽証明または教育訓練証明または実務経験証明書のいずれかを提出いただきます。
- ・合格者は、送付された「配筋探査技術者登録票台帳(更新登録)」に必要事項記入の上、登録申請します。
- ・更新認証登録後、有効期間5年の「配筋探査技術者資格証明書」(更新)が発行されます。

【再認証のステップ】

- ・更新資格取得後、5年の有効期限を超えて資格延長する者は、再認証試験に合格する必要があります。
- ・再認証試験申請期間は、資格証明書の有効期限2年前から有効期限内の決められた期日までです。
- ・再認証受験申請には、①受験申請書、②「配筋探査技術者資格証明書」(コピー)を提出いただきます。
「配筋探査技術者資格(土木)」の再認証試験は、「電磁波レーダ法」及び「電磁誘導法」による実技試験とし、「配筋探査技術者資格(建築)」の再認証試験は、「電磁誘導法」の実技試験とします。
- ・「再認証試験」の不合格者は、2年間の再認証受験申請期間内に実施される「再認証試験」(計4回)を再試験として受験することができます。
- ・再認証試験合格者には、再認証登録後、有効期間5年の「配筋探査技術者資格証明書」(再認証)が発行されます。

◆資格取得後は、次の倫理規定の順守が義務付けられます。

《資格認証技術者順守事項》

1. 資格証明書に関する義務

資格認証技術者は、資格証明書の取扱いに際し、以下の事項に従わなければなりません。

- (1) 資格証明書は、資格認証技術者個人に対する証明書であることを認識、自覚し、他の者が使用することのないように管理する。
- (2) 資格証明書に記載された事実を超えて、業務、宣伝、その他の目的に使用しない。
- (3) 誤解を招きやすい方法で資格証明書を使用しない。
- (4) 認証機関の社会的評価を損なうような方法で認証を使用せず、また、誤解を招きやすいか又は無許可であると認証機関がみなすおそれのあることを公表しない。
- (5) 資格証明書に記載されたマーク（日本非破壊検査工業会のロゴマーク）は、資格証明書以外には使用しない。
- (6) 認証の一時停止又は取消に際して、認証機関又は認証への言及を含む全ての公表を中止し、また、認証機関の発行した資格証明書を返却する。

2. 倫理順守義務

資格認証技術者は、配筋探査に関して次の不正行為を行ってはならない。

- (1) 不正な業務遂行
- (2) 検査結果に関する不正な報告又は報告書の作成
- (3) 不正行為の指示又は示唆
- (4) 不正な報告又は報告書作成の指示又は示唆
- (5) 資格証明書の改ざん及び貸借行為
- (6) その他、配筋探査に関する不正行為

3. 倫理違反に対する処罰

この規則に違反した資格認証技術者に対しては、次に記す処分を課します。

- (1) 配筋探査技術者資格の一定期間凍結
- (2) 配筋探査技術者資格の取消し
- (3) 違反事実、内容及び氏名の公表

資格試験の申込／日程などの詳細については「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木・建築)新規試験・実技(二次)再試験、更新審査・再認証試験受験申請実施案内」及び「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木、建築)資格試験案内〔新規試験、再試験〕、〔再認証試験〕(日程表)」を、認証登録申請については「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木、建築)資格認証登録実施案内」をご参照下さい。

その他不明な点は下記へお問い合わせ下さい。

『コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木・建築)資格認証制度のご案内 (Rev. 201609)』は2016年9月8日現在のものであります。更新されるたびにRev. 番号を変更のうえ、更新案内を下記ホームページに掲載していきますのでご確認下さい。

発行日 2016年9月8日

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-1

富高ビル3階

一般社団法人 日本非破壊検査工業会 認証運営委員会

Tel 03-5207-5960 Fax 03-5207-5961

<http://www.jandt.or.jp/>

**コンクリート構造物の配筋探査技術者「資格証明書」保有者の
「コンクリート構造物の筋探査技術者資格（建築）」
取得経過処置について（補足資料）**

平成 28 年 6 月 16 日
(一社)日本非破壊検査工業会
認証運営委員会

1. 建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者資格取得経過処置対象者

平成 25 年度上期以前に取得した「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書」の所有者を対象とします。

「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」の要件は、『「JASS 5 T-608 講習会修了者」で、かつその有効期限内に資格認証試験を受験申請し「学科(一次)試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者。または、既に「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格」を有する者か、資格認証試験の「学科(一次)試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者で、かつその有効期限内に「JASS 5 T-608 講習会」を修了した者』としておりました。しかし、平成 25 年度上期以前の配筋探査技術者資格試験では、日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2015」に規定された「建築分野の鉄筋コンクリート工事」に関する能力考課を実施していないため、上記の資格要件の他、『平成 25 年度下期以降実施する資格認証試験の「学科(一次)試験」を受験し合格すること』を追加したものです。

2. コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格取得方法(経過処置)

1. 項の対象者で、既に「JASS 5 T-608 講習会修了者」であることが前提となります。
- (1) 平成 25 年度下期より実施する資格認証試験の「学科(一次)試験」を受験し、合格者には「建築(JASS 5 T-608)配筋探査技術者」資格を認証します。
 - (2) 「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書」、「JASS 5 T-608 講習会修了証」の有効期間は 5 年間となっておりますので、有効期限内であれば(1)項の「学科(一次)試験」の受験申請が可能です。
 - (3) 「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書」、「JASS 5 T-608 講習会修了証」の有効期限を過ぎた場合、今回の経過処置による「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」は与えられませんのでご注意願います。
 - (4) 本資格認証者には、新たに有効期間 5 年の「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書（建築）」を発行いたします。

[資格認証特例取得費用]

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 学科(一次)試験受験料 | 10,000 円 (+消費税) |
| (2) 資格証明書 新規認証申請料 | 10,000 円 (+消費税) |